

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の

経済政策の特質（完）

——「組織資本主義」と「社会化」問題を中心として——

田 村 信 一

はじめに

第一章 資本主義の「相対的安定」と「組織資本主義」論

(一) 「相対的安定」と経済・社会政策の転換

(二) ヒルファードینگ「組織資本主義」論の特質

(三) 「組織資本主義」論と「経済民主主義」

第二章 高賃金の経済政策

(以上前号)

第三章 「公経済」活動の展開と「冷たい社会化」問題

(一) 「相対的安定期」における「公経済」

(二) 「冷たい社会化」問題

第四章 資本市場政策と自由貿易主義

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質（完）

おわりに

(以上本号)

第三章 「公経済」活動の展開と

「冷たい社会化」問題

(一) 「相対的安定期」における「公経済」

「相対的安定期」におけるドイツ経済の活況の大きな要因の一つは、公共団体の活発な経済活動にあった。二五／二六年恐慌後の失業対策として、公企業活動の増大や公共団体による失業保険支出などの社会政策支出の増加、は経済の安定化に寄与

した。A・ローゼンベルクは、「相対的安定期」におけるライヒ・ラント・地方自治体による公共支出の異常な膨張を指摘している。⁽¹⁾ また公共投資は、戦前に比較して飛躍的に拡大し、ワイマール期をつうじて総投資の⁽²⁾に達していた、といわれているほどであった。後述するように、こうした公共支出の財源は、著しく外国債に依存しているのであるが、他方で公共団体の財政支出の増大は、財源としての公企業収入の拡大を確保しようとする傾向をも強めた。一九二七／二八年には、一般財政支出の約⁽³⁾が公共団体の営利資産の収益によってカヴァーされておられ、地方自治体でも、約11%にのぼっていた。公共団体の経済活動において、しばしば非難の的となった住宅建設の場合、一九二四年から約五年間に一〇〇億RMが投じられた、といわれており、A・ウェーバーは、一九二八年のドイツの株式会社⁽⁴⁾の公称資本金二二三〇億RMと比較して、その巨額な支出を激しく非難している。かくて、G・シュトルパーは、当該期の公共事業の熱狂的活動の様子を、次のように叙述している。

「都市住宅建設は、国家の補助金を得て、未曾有の膨張をみた。イギリスの貧民窟に相当する古ぎたない『賃長屋』のそばに、新しい、ぴかぴかする、趣味のいい、どこか芸術的な価値さえある、従来知られていなかった集団住宅が湧出し、大小様々のビルディングは、社会的叡智の発達した新時代の空気を発散させた。各都市共に、その運動場、水泳場、学校、病院に功を競った。送電線は、全国に張り巡らされ、公道もアメリカの

水準からいえばまだ遙かに遅れていたといえ、全く近代化された。⁽⁵⁾」

シュトルパーによって指摘された状況は、前章で明らかにされたSPDの経済政策の基本原理、すなわち実質賃金の増大、とまことに符合する事態であった。「相対的安定期」には、SPDはライヒ議会においては野党であったとはいえ、最大のラントであるプロイセンの与党であり、地本自治体レベルでの活動の浸透をつうじて、公共投資政策に決定的影響力を及ぼしていたように思われるのである。⁽⁶⁾

住宅建設等々と並んで「公経済」活動の基軸をなす「公企業」について若干概観しておこう。

ゾムバルトは、ライヒ・ラント・地方自治体その他の自治団体を含めて、一九〇七年の営業統計によって、四〇三業種、二二、四二七経営、郵便と国有鉄道を含めて従業員一、五五八、三一五人、と算出している。また一九二五年の産業調査では、経営数二二、二〇七、従業員数一、九五六、九三四人⁽⁷⁾で、さらに一九二九年の試算によれば、従業員数一九〇〜二〇〇万人、病院等々の公営施設の従業員を併せておよそ二二〇万人、と推定されており、ドイツの被雇用者数の約一〇〜一一%を占めている。⁽⁸⁾ 戦前と比べて経営数では減少しているものの、敗戦による公有地・森林地資産の喪失、軍需工場の閉鎖等々を考慮してみても、戦前水準を上回っていることは間違いない。さらに公共団体の総資産は全国富の⁽⁹⁾に達し、農業部門に匹敵

する販売額にのぼっていること、二四年から三〇年の六年間に、⁽¹⁰⁾公企業の新規投資が私企業のその二七%に及んでいること、⁽¹¹⁾などから戦後ドイツの、「公経済」活動が「国民経済」全体に大きな影響をもたらしたことが推測できるように思われる。公経営の従業員が組織する労働組合の全国組織が「戦後の公経済の拡大が、新しい労働の可能性を創出し……、公共団体の雇用人者としての重要性を著しく増大」⁽¹²⁾させたことを高く評価しているのは、その証左であろう。だが他方で、公共団体の旺盛な投資活動は、民間の、すなわち「私経済」の経済活動に大きな反響を呼びおこした。

〔I〕「冷たい社会化」Kälte Sozialisierung 問題

一九二六年十一月十日、私経済の中央団体主催の「冷たい社会化」に反対する集会在、およそ一五〇〇人の諸団体、政府、議会の代表を集めて開催された。RDI会長の開会宣言に始まるこの集会は、それまで個別に行われていた「冷たい社会化」に対する反対運動を統一し、以後の公共団体の経済活動に対する一連の攻撃の序曲を奏するものであった。

C・ペーレットによれば、「冷たい社会化」とは、当時、「私企業の完全なあるいは部分的な引継ぎによって、及び公企業の設立ないし拡大によって、私経済に対して公経済セクターを拡大しようとする、あるいは私企業に様々な（市場に適合的でない）方策によって公企業より大きな負担を課し、そのことによって公企業の拡大を促進しようとするあらゆる方策」という意

味で理解されていた。⁽¹³⁾そもそもH・シャハトの造語とされる「冷たい社会化」という概念は、戦後革命における生産手段の没収による「社会化」に対比して、「経済民主主義」の戦略としての「公経済」の拡大を、「間接的な、静かな、回り道をして行われる社会化」として特徴づけ、「漸次的に、隠されて、背後に回って行われる」資本主義から社会主義への移行を意図するもの、と警戒したことから発したのであった。つまりそれは、戦略としての「経済民主主義」に対する「私経済」側からの反撃のスローガンであった。そして「冷たい社会化」が政治スローガンとして流布するとともに、公共団体の経済活動が「社会主義的目的」を達成すべきか否か、という問題に関わりなく、「公経済」活動の増大一般が「冷たい社会化」として攻撃されたのである。

一九二六年十一月の集會に先立って、一九二五年にはCvd B（ドイツ銀行中央連盟）ZVG（ドイツ卸売商中央連盟）、Rvd Priv（ドイツ民營保險全國連盟）による共同會議がすでに設置されて、活発なキャンペーンが展開されており、一九二六年十一月の集會には、中産層団体や農民団体の代表も参加して「冷たい社会化」に対する「統一戦線」が形成された。これらの諸団体の要求は、総じて、公共団体の経済活動の縮小ないし制限、社会政策的支出を中心として膨張する財政規模の削減、を掲げていたが、とりわけ争点となった具体的問題は、ほぼ次の二点であったといつてよい。すなわち、第一に、公企業に対する

「税制上の優遇」が私経済に対する「不公正な競争」をひきおこしており、かつこうした不平等な税制は私経済の資本形成を阻害していること、第二に、公共団体の経済活動、公企業活動は、とりわけ公債の起債によって資金を調達しており、内外における民間資金調達を著しく圧迫していること、この二点である。つまり、「公経済」活動の増大、は単にイデオロギー的発露を招来しただけではなく、現実の経済状況の中で、私経済の要求と齟齬をきたしていたのである。それは「相対的安定期」のドイツ経済において、賠償政策を含めた総体としての経済政策をめぐって折出されてくる基本的原理の対抗であった。その点は後述するとして、さしあたって、上述の二点の要求とその帰結についてやや詳しく述べておくことにする。

1 「税優遇」の問題について

RDIを中心とする経済界は、「経済領域でのますます増大しつつある国家の優位の主たる原因は、私経済の犠牲のうえで遂行されている税優遇」にある、として「私経済と同一の条件に置かれる」ための「公経営の一般的納税義務」を要求していた。⁽¹⁶⁾一九一九年の財政改革によって公企業は、所得税、法人税、取引税、營業税、資本流用税、有価証券税、運輸税等々が免除されていたが、それは、その収益が公共団体の財源となるか、あるいは、公共的交通公益事業に従事する公企業に対する「免税特権」であった。ライヒ議會では、上述の経済界の意向を受けて、「資本主義経済においては、公共団体の営利企業も資

本主義的方法で遂行されねばならず、それ故に同一の経済的條件の下に置かれねばならない」という趣旨の法案の提出が、DVP、DNVP、WPによって準備されていた。ライヒ議會はまた、公共団体の経営の課税を検討すべきこと、そのための法案を提出することを政府に要求していた。しかしこうした試みは、SPD、ADGB、DStT（ドイツ都市會議）の強力な反対活動によって失敗し、同時に、公共団体、とくに Gemeinde の経済活動を法的に制限しようとする動きも、「市町村の自治」の原則に阻まれて、経済省の「市町村の自治権によってひかれた限界内……是正を行う」という言明以上に出るものではなかった。⁽¹⁷⁾

公企業活動が私経済に対する「競争」とみなされた部門は、主として地方自治体の電力、ガス、保険、貯蓄金庫 Sparkasse、住宅建設、そして電気、ガス事業の取り付け等の副業的経営、各種の手工業的経営、であった。⁽¹⁸⁾この場合、「税優遇」の廃止要求は、銀行、産業界が、公益事業を中心とする公経済と私経済の間の「健全な分業」という観点から推進されたのに対し、商工業中産層の諸団体からは、副業的経営や手工業的事業による「競争」の直接的脅威から公企業活動の根本的制限が要求されたのであって、「税優遇」の廃止自体について銀行、産業界はそれほど積極的であったとはいえないように思われる。

その意味で公共団体の経済活動、とりわけ地方自治体のそれを税制・法制上制限しようとする意図は、私経済の中央団体の

中産層対策とみることもできる。事実、公共団体の経済活動を制限しようとする論議の中で、最も前面に出されたのは、「公企業の競争の増大に対する中産層の保護」であつた。⁽¹⁹⁾といわれているのは、その事情を物語っているといえよう。R D I を中心とする産業界は、公企業活動の増大自体にはそれほど脅威を感じてはいなかつたのであつて、一九二七年、ブルジョア右派の D N V P が、自治体の営利企業活動を「監督当局の認可」の下に置こうとする法案を提出した際、D D P と中央党はむしろ反対に回つていたのである。⁽²⁰⁾ A D G W は、「公共団体の経済活動の法的制限の過大な要求」は、「中産層支持者を考慮して必要と考へたデモンストレーション」である、と看なし、「私経済の責任ある部分は、ドイツにおける公経済の基本的地位の維持、公共団体による公共団体による交通サービス、公共団体の公益事業の経営あるいは少くともそれへの参加、を国民経済的に必要かつ望ましいもの、と考へている」、⁽²¹⁾という言明は、あながち的はずれといえないであらう。

さて、ワイマール期の中産層団体は、公企業の免税特権を納税差別とみなし、その差別的廃止、公共団体の経済活動の根本的制限、財政規模の縮小、を要求する一方で、「不公正な競争」からの保護策を要求していた。とくに、公企業や消費組合の営業税の免税が、中産層の経営に対する営業税の増税と対照して攻撃され、また公共的住宅建設の財源として家屋所有者に課税された、インフレ税としての性格をもつ「家賃税」は、課税対象

者が多い手工業団体の非難的となつていた。こうした中産層団体の「公経済」活動に対する嫌悪は、公企業の解体、公務員組合に対する対策、刑務所作業の禁止、公共的住宅建設の阻止、行政の縮小と「過度」な社会政策の放棄、という要求にまでエスカレートしていった。一九二九年の声明では、税金が「生産的中産層に対する不快な競争」の促進に使われていることに對する抗議が表明されている。彼らの主観的意識においては、公共団体の経済活動は、彼らの税金を使い、その上に金融的・税制上の優遇を受けた「不公正な競争」と映じ、かかる「不公正な競争」を促進する自治体が、その収収や公企業からの収益によつて遂行する社会政策的諸任務は、まさしく中産層の犠牲のうゑに成立しているもの、という被害者意識を生み出していた。⁽²²⁾

公共団体の経済活動を推進する A D G B の「経済民主主義」のプログラムは、手工業団体の眼には、労働者・職員の「独裁的要求」と映り、「経済民主主義」はマルクス主義の「破壊的階級闘争」の復活と看なされたのである。⁽²³⁾

2 公債による資金調達の問題

すでに指摘したように、公企業活動は公共団体の財政需要の拡大によつても必要とされていたのであるが、かかる状況の下では、事業剰余を設備投資資金とする自己金融の道は事実上閉ざされ、また「消費者への考慮」から設備投資を可能にする価格決定が行われにくい状態も存在していたし、資金調達の方法としての増税にも限界があつた。⁽²⁴⁾ たしかに、通貨安定直後には

税収の増大が公的金融機関の資金流動性を高めて、過剰な貨幣が「貨幣・資本市場よりもはるかに有利な条件」で公企業に流出した、といわれている。⁽²⁵⁾しかしその後、こうした税収の伸びは期待できず、公的金融機関の「狭隘性の増大」をつうじて公共団体の経済活動は、おしなべて「公債の起債による資金調達」へと移っていったのである。⁽²⁶⁾

一般に公債の起債による資金調達は、通常、貯蓄金庫、保険会社、公的信用機関、抵当銀行等々における公共団体への貸付のための長期債券（自治体債券）の発行、及び公共団体自身の無記名債券の発行、によって行われていた。ワイマール期のドイツ資本主義の資金調達については、証券発行高に占める株式の比率が低下し、しかも確定利付証券の比率の上昇が産業社債の比率の増大に起因するものではなく、国債や州債、自治体債券や抵当債券の増加によること、すなわち、「公共団体の長期資金需要が民間企業の資金需要と競合し、とくに比較的安定的な確利付証券市場での民間起債を著しく制約し、その結果、大多数の民間企業は証券発行を不安定な株式市場に依存することを余儀なくされた」ことが指摘されている。⁽²⁷⁾しかも「相対的安定期」の資本市場は、一九二六―二八年の発行証券の約二五％が外国債であるように、国内市場での外国人投資家の購入と併せて、著しい外資への依存がみられた。したがって公共団体の起債は外債にも波及し、一九二四年から一九三一までの長期外債のうち、民間借入れは全体の三七・六％にすぎず、その他は公共団体と

公企業の起債によるものであり、ラントと市町村自治体が二一・一％、公益事業が一四・五％、という高い比率を占めているのである。⁽²⁸⁾つまり公共団体と公企業の公債の起債による資金調達は、著しく外債の起債に依存していたのである。しかも「公債の起債」を推進する立場から外債発行は強力に要請された。すなわち、「公共的な公益・交通事業の十分な資本設備が経済全体のために重要であり、まさしく多くの場合、私経済の有利な発展にとつての前提条件であること」が明白ならば、「こうした公企業に対する資金調達を容易ならしめることが全体的利益の要請」となり、したがって「もし、外国での信用の調達に対するドイツの利益を肯定するならば、「公共団体の「外国における資金調達を可能にする方向を容易にする」ことが是非とも必要なのであった。つまり、前章のウォイチンスキーの議論との関連でいえば、ドイツ資本主義は、通貨安定後の「世界市場における競争能力の回復」をその「存立の前提条件」としていること、しかもそのための大量の資本需要は、「自力でなく外国資本に」依存して充足されたこと、その結果、「外国での資金調達」が「全体的利益」に合致すること、したがって「経済全体にとって重要」な「公債」による外債発行も「全体的利益」他にならぬ、⁽²⁹⁾というわけである。ここでは「共同経済」の観点から外債発行の正当性の論拠として利用されているのである。そして、ウォイチンスキーの議論にみられた経済政策の基本的方向づけは、外国資本の導入を積極的に擁護する作用を及

ほしたのである。

こうした公共団体の外債発行は、私経済側からの激しい反発を招いた。たしかに公共団体の経済活動は、長期的にみて「私経済の有利な発展にとつての前提条件」であつたとしても、「相対的安定期」の「資本不足」下にあつたドイツ資本主義においては、むしろ民間資本形成を圧迫する最大の障害と看なされた。それは、一、公企業に対する税制上の優遇自体がすでに私経済の資本形成を圧迫していること、二、損失をもたらしたり、十分な利益をあげられない公企業の維持は、国民経済的に資本の浪費以外の何ものでもないこと、三、公企業の収益が公共予算の均衡化に寄与することによつてもたらされる間接的効用よりも、公企業からの収入が公共団体の安易な支出の増大を招き、利益が生じなくなつた場合には、課税・公課の増大という形で再び私経済に転化される危険性のほうが大きいこと、四、このことは同時に、公債が発行され、公企業がその利払いを保証できる十分な利益をあげられない場合にも、結局は増税以外に逃げ道は存在しないこと、⁽³⁰⁾という批判の組み立て方にも現われている。つまり外債発行による公共団体の経済活動は、民間資本の資金調達の「競争者」であるとともに、その安易な拡大が、結局は民間資本への負担として転嫁される恐れを抱かせた。したがつて、「公経済」と私経済の「健全な分業」を推進する産業界の立場からみれば、増税として負担が転嫁される可能性を有する公共団体のプロジェクトのための起債には、歯止めがかけ

られねばならないことは当然であつた。

「全体的利益」の観点から、いわゆる公益事業や交通経営の新規投資、合理化投資が増大し、戦後のドイツ経済の発展が、こうした部門での公共投資に基礎づけられていたものではあるが、他方で、「借金経済」による「非生産的投資」の拡大が公共支出の著しい膨張をもたらししたことも事実であつた。この点についてW・フィッシャーは、「公共団体、とくに地方自治体は、——一部は外債で——あらゆる種類の公共施設の著しい拡張を推進することによつて、すなわち、道路、住宅建設、都市の公益事業体制の改善、病院、学校、プール、のようならゆる種類の公共建設物の建設、によつて」、「自治体信用」が「その大部分はなんの利益も生み出すことのできないプロジェクトに使われた」ことによつて、「より大きな危険の震源地を切り開き、⁽³¹⁾」恐慌に対する脆弱性を強め」たことを力説している。シュトレイゼマンが、一九二七年十一月、デュイスブルク市長宛の書簡の中で、プロイセンがベルリン歌劇場改築に一四〇〇万マルクを支出し、ケルン市長アデナウアーが驚嘆すべき礼拝堂を建てて世界最大のパイプオルガンを据え付け、ドレスデン市が国からの補助金で衛生博物館を建設したこと、が敗戦国ドイツにとつて重大な外交政策上の支障となつていて、という懸念を表明した同じ一九二七年一〇月、賠償支払い総代理人パーカー・ギルバートは、ライヒ政府に対して、ラント、市町村自治体の外債政策を激しく非難していた。ここに、公共団体

の外債の「非生産的利用」が厳しく制限されることになったのである。

3 「外国信用審査室」Beratungsstelle für Auslandskreditの設置と「公債封鎖」政策

政府とライヒスバンクによる公共団体の外債の起債を規制しようとする最初の試みは、すでに一九二四年十一月の大統領緊急令によって着手されていた。Gemeindeverfassungsgesetzには、地方自治体の起債に関する規定があったが、それは極めて不十分であり、当然のことながら、ラントには及ばず、内外での公債発行の自由を享受していた。ドイツの様々な公法団体は、外国銀行、とくにアメリカの銀行との直接的交渉によって、長期外債の借りに成功した。この大統領緊急令は、ラント・地方自治体その他の自治団体の外債発行をライヒ蔵相の認可の下におき、その最終的可否はライヒ参議院によって決定される、というものであった。これは三カ月の時限立法で、一九二五年一月に再び第二の緊急令が発せられた。その間に、公共団体の外債発行に関する法的規制が検討されていた。つまりライヒ参議院の構成は各ラントの代表であって、緊急令による規制は事実上骨ぬきにされることは明白だったからである。したがって政府はライヒ法による規制を検討していたのであるが、ラントは自身の外債起債についての権利と領域内の市町村自治体に対する許可権をライヒ法によって制限されることに強く反発したため、各ラント政府の間で、法的規制を断念することで妥

協が成立した。しかしそれは、ラントによる自主規制策の始まりでもあった。例えば、一九二五年十一月二七日のプロイセン内相及び蔵相の布告において、公共団体の外国債は、「直接的生産目的」に投資されるべきこと、つまり、公共団体の一般歳入に依存することなく、「価値の直接的生産によって自己の収益から利払いと投下資本の償却を行う生産的投資に對してのみ」認可されるべきこと、しかも投資計画が国内資金の調達が可能となる時点まで猶予できない、という「緊急性」の観点が導入されるべきこと、という方針が明確に打ち出された⁽³⁴⁾。さらにかかると自主規制策は、「外国信用審査室」の設置という形で結実した。これは、ライヒ大蔵省内に設けられ、政府と各ラントの間の妥協の産物であったが、この「審査室」は、形式的にはラントの委託委員会としての性格をもち、したがって「審査室」の認可は法的拘束力を有するものではなかったにせよ、実際には、外債の起債は「審査室」の裁定によって許可され、その同意がなければもはや起債は不可能であった、といわれている⁽³⁵⁾。「審査室」の構成は、一、座長としてライヒ大蔵省から任命される専門家一名、二、ライヒ経済省から任命される専門家一名、三、ライヒスバンク理事会から任命される専門家一名、四、プロイセン邦立銀行総裁、五、バイエルン邦立銀行総裁、六、審査を請求するラントの代表一名、計六名から構成されていた⁽³⁶⁾。このメンバーから明らかなように、「審査室」の活動は、ライヒ政府、ライヒスバンク、ラントの利害が前面に押し

出されていた。事実、この点については一九二五年から一九二七年九月末までの審査の承認率が、ラントの外債については九〇・九％、市町村自治体の外債については五四・三％⁽³⁷⁾、という実績が証明しているように思われる。ラントについてみれば、九割以上が承認されたことは、「全体的に、外国資本市場の開拓に対する公共的利害を相応に考慮する」もの、と評価されたが、とりわけ市町村自治体の外債承認が申請に対してほぼ五割の実績にとどまったことは、「生産性という概念の全く狭い解釈によって、重要かつ切迫した公共支出が困難になった」という地方自治体の不満をひきおこしたのである。⁽³⁸⁾

しかしながら、ギルバートの非難が一九二七年十月であることからわかるように、こうした処置も、公共団体の外債発行に対する不満を鎮静化させたわけではなかった。むしろ「審査室」の活動自体は、少くとも公共団体の起債そのものを拒否するものではなかったからである。したがって、「冷たい社会化」に反対する攻撃は、就中、市町村自治体の外債発行を更に厳しく抑制する方向で行われたのである。その場合、かかる抑圧政策の先頭に立っていたのは、ライヒスバンク総裁シャハトであった。彼はすでに一九二五年十二月、「ラントや地方自治体による外貨の非生産的利用」を戒め、ライヒスバンクが公共団体の対外負債に対して、くり返し干渉する必要があることを強調していた。⁽³⁹⁾ ADGBは彼を、「資本の先導者」と呼び、SPDは、彼の攻撃が単に通貨政策上の理由からだけでなく、私経済

の競争者としての公共団体の経済活動の破滅を意図するもの、と考えたのである。シャハトは後に彼の自伝の中で、ドーズ案による賠償支払いが輸出超過による外貨獲得以外に道がないこと、産業界の場合は、利払いと元金償却は輸出によって賄える見込みがあるが、自治体の場合はそうでないこと、を主張し、彼が「ライヒスバンク総裁就任当初から、このような債務に伏在する危険を力の及ぶ限り政府・民間・国内・国外に強調した」こと、「ライヒスバンク総裁として過ごした六カ年に及ぶ最初の公務生活は、全くわが国の外債を制限する戦いに終止した」ことを回想している。⁽⁴⁰⁾

こうした非難に対して、DSTは、地方自治体の貨幣需要は全く正当なものであり、公債資金は専ら生産的目的のために投下されており、この貨幣需要の妨害は危険な破壊政策を意味する、として反論した。それを受けて、一九二七年十一月のライヒ議会は、公債政策をめぐるシャハトとヒルファーディングの間で激しい議論が戦わされ、ヒルファーディングは、ベルリンとニューヨークの予算を比較して、ドイツの諸都市の債務がいかに少ないか、を力説したという。⁽⁴¹⁾ かくて「都市と社会民主主義の統一戦線」の反撃にもかかわらず、公共団体の外債問題の白熱化とシャハトの圧力の下で、「審査室」はその機能を事実上停止した。

ところで、これまでの説明から明らかのように、外債政策において激しい論議を呼びおこしたのは、「生産性」の概念であ

った、といつてよい。そもその発端が、外債の「非生産的利用」に対する非難だったのであり、このことは逆に外債の生産的利用を促進しようとする意図がこめられていたことは当然であらう。この点では、三様の「生産性」概念が区別できようと思われる。第一に、最も狭義の解釈は、シャハトに代表される通貨政策的・賠償政策的観点の下で、外資導入を専ら直接外貨を獲得する輸出産業のみに限定しようとする立場である。それは、総じて外国信用の貸付によって刺激される外国商品の輸入が、大部分国内の追加消費として原料や食糧品となり、直接的合理化のための生産手段ではない、という理由に基づいて、極力外国信用そのものを抑制しようとする立場から生じていた。

したがって、公共団体だけでなく国内市場向の企業も外資導入の対象からはずされることになる。⁽⁴²⁾第二は「審査室」の立場である。「審査室」設立のそもその動機は、公共団体の外債の「非生産的利用」によって、「それ自身限界のある外国資本市場の処理しうる資金が工業や農業に供与されない」、という事態を是正し、輸出工業のために供給することを第一義としながらも、「ライヒ経済全体の促進」に役立つところの、「価値の直接的生産によって投下資本の利払いと償還を自力で」遂行しうる「生産的投資」に限定しようとするところから発している。⁽⁴³⁾したがって公共団体の起債計画についてみれば、輸出工業を先頭とする工業に役立つ電力、ガス事業、港湾整備、等々が承認され、道路建設、住宅建設は、基本的に生産的とはみな

されていない。⁽⁴⁴⁾交通事業の場合には、工業地帯における大工場と労働者の居住地を結ぶ計画は承認された、といわれている。⁽⁴⁵⁾この場合には、「生産性」概念は、シャハトのように輸出工業に限定されてはいないが、一見して理解されるように、社会政策的起債計画は、生産性概念から排除されているのである。第三の立場は、最広義の「生産性」の解釈であつて、公共団体の外債発行による経済活動を推進した地方自治団体、社会民主主義、の立場に他ならない。この場合すでに指摘したよう、国内市場の購買力、雇用効果の観点から社会政策的支出を含む「公経済」活動は重要な政策課題であつた。

だがこれらの「生産性」概念の解釈の相違は当然のことながら、直接ある特定の経済セクター自身の「生産性」の問題ではなく、「相対的安定期」という特定の局面における外国信用そのものの評価のくい違いから生じていた。直截にいつてみれば、シャハトは、外国債の規模の拡大とテンポの速度に容易ならぬ危険性を感じていたのに対し、地方自治体と社会民主主義者は、そうした事態に全く無関心であり、「現実的平和主義」の中での、先進諸国間の国際的分業体制と資本市場の利子率に現われる価格の自動調整メカニズムを完全に信頼していた、といえよう。「審査室」の見解は、この両者のまさしく妥協的形態に他ならない。

たしかにシャハトの背後には、アメリカ金融資本との密接な結合を志向するドイツ独占資本の「アメリカ派」が控え、かか

る独占資本の外債要求が公共団体のそれと競合したのは事実であつたが、同時に国民経済的観点に立つて外債の非生産的投資を抑制しようとする政策は、「重工業との闘争」を背景に退かせ⁽⁴⁶⁾。「都市と社会民主主義の統一戦線」に対して、産業界と中産層の統一戦線を前面に押し出したように思われる。「合理化」運動を労資一体となつて推進すべく、革命期の「労働共同体」の密月時代を再興しようとしたジルヴァーベルクとSPD・ADGBの試みが、結局は流産したことはその象徴であらう⁽⁴⁷⁾。

かくて、「審査室」の設置が地方自治体の「長期外債の起債を著しく困難にした」うえに、さらに「審査室」の活動自体が中断したことは、地方自治体の長期外債の起債を事実上不可能にする、という「公共団体にとつての大きな困難」を招來した。しかも一九二七年は利子率が最も低下した年であつて、地方自治体側からみれば、「外債の起債に最も有利な時期を逸した」のであつた。その後「審査室」の機能は翌年春に再開されたにもかかわらず、もはや「外国資本市場の悪化」によつて外債の募集は極めて不利な条件下で行われ、長期外債を起債することは実際には不可能となり、「審査室」も停止同然となつた、といわれている。こうした長期外債の公共団体に対する「封鎖政策」は、今度は、「短期負債の不健全な展開」を促進した⁽⁴⁸⁾。

4 民営化 Privatierung の問題

公共団体の短期債務への依存の不健全性はもちろん地方自治

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質(完)

体自身で意識していた。一般に、「相対的安定期」における短期外債は、外資全体の半ばを占め、しかも短期外債のかなる部分が長期の設備資金に充用されており、この極めて不安定な短期信用への依存が金融恐慌の直接の原因となつたことはよく知られているとおりである。とくに、市町村自治体に対する長期外債の「封鎖政策」は、こうした不安定な短期外債への依存を強化したのであるが、それは、信用条件の悪化によつて「納税者への重い追加負担」を必然化させ、自治体自身の「信用需要の制限ないし規制」策を余儀なくせしめた。地方自治体の財政「健全化」政策は、第一に、公的信用機関、とくに貯蓄金庫、の資本形成の強化によつて自治体の負債を整理すること、第二に、「資金需要を本質的に減らすために、長期間にわたる公共投資を容赦なく抑制するか、あるいは必要不可欠なものに限定する」こと、第三に、内国債の起債について、自主制限策として、「緊急性と適合性」の観点から公債発行を規制する「信用委員会」を設立すること、であつた⁽⁴⁹⁾。かかる公共投資の縮小あるいは抑制は、全国的規模での地方自治体間の合意の下で実行されたが、現実に、自治体財政の「健全化」は容易でなく、とりわけ財政状態が悪化した公共団体は「経営手段」の「投げ売り」によつて負債の整理を迫られたのである⁽⁵⁰⁾。すでに「冷たい社会化」に対する反対運動において、公共団体の経済活動の「抑制」ないし「縮小」の一環として、また財政改善のために、「公企業資産の売却」が要求されていた。S

PDは、これを「公企業を民間資本に開放しようとする努力」と非難し、こうした試みを「民営化」と呼んで警戒していた。⁽⁵¹⁾ SPDやADGBにとっては、「民営化」は「経済民主主義」の進展に対する逆行現象以外のなにもでもなかったことは明白である。RDIもEntkommunalisierungというスローガンを掲げていた。しかし、「相対的安定期」前半には、「民営化」の要求は潜在的には存在していたとしても、中心の問題は、免税問題と外債問題であり、現に政府や議会でも「民営化」の政治的・経済的必要性は考慮されず、私経済の中央団体やブルジョア諸政党にも、「民営化」の具体的方法などに関する明確なプログラムは、ほとんど存在しなかった、といわれている。⁽⁵²⁾ したがって、「民営化」の論議が現実化してくるのは、二七年秋以降の長期外債発行の困難化と短期信用への傾斜によって悪化した自治体財政の再建策としてであったと考えてよいだろう。

RDIの会議では、公共団体と公企業は、短期負債の整理を「資産の一部の譲渡」をつうじて、すなわち売却かあるいは公企業への民間資本への参加によって実行すべきであるという要求が出され、「自治体企業の獲得ないし参加に、ドイツの資本グループも外国の資本グループも関心をもっている」ことが強調されたといわれている。SPDとADGBは、「シャハトの公債政策」と「金融・信用の困難」が、もともと「有望な発展の見込みと高い利益チャンス」を有する公企業を「再び強奪したがっていた」民間資本の公共部門への参入の機会を刺激し

た、と看したのである。⁽⁵³⁾

だが実際に、公企業の大規模な「民営化」が実現したわけはなかった。たしかに、例えば、最大の自治体共同出資の「ライン・ヴェストファーレン合同電気会社」に大資本が「決定的影響力を及ぼすことに成功し」、プレスラウ市は、その電力会社の所有権は確保したが、「二十年間の追加的電力供給の権利を売却しなければならず」、ベルリン市は「電力会社 Städtewerkの参加権を売却し」、その他の部門でも、公企業の株式会社・有限会社への改組によって民間資本の参加が実現された。しかし、このように電気事業を中心に若干の企業が「民営化」されたにとどまり、総じて公共団体は「その経済的資産を確保した」という評価が妥当であろう。⁽⁵⁴⁾ 「民営化」は、「社会化」に対する私経済の反動ともいえるが、語の狭い意味での「生産手段の社会化」はもはや直接的脅威となっていない以上、それを過大評価すべきではないように思われる。

以上のように、公共団体の経済活動の拡大は、長期外債の「封鎖政策」と短期負債へ傾斜によって、「財政の不健全化」をもたらして、公共投資の抑制と部分的「民営化」による財政再建を余儀なくさせた。しかし二九年以後の経済恐慌は、こうした計画を頓挫させた。つまり、税收の減少と福祉事業負担（失業対策）の増大によって、短期負債の整理は不可能となり、恐慌勃発による短期外資の引きあげは、これまでの自治体の財政基盤を根本から掘り崩したのである。したがって公共団体は恐慌

以後「健全」な「均衡財政政策」に転換することを迫られたのである。一九三一年にナフタリは、公経済の「強力な前進運動」の時代から「防衛の時代」への推転から、労働者階級の「経済政策」が引き出すべき教訓として、「ライヒ・ラント・地方自治体における健全な財政・投資政策の遂行」とその前提としての「公共団体の収支の均衡」の確立、を掲げ、それこそが、長期投資のための「長期的資金調達」と「私経済の利益団体の再奪還計画に有効に抵抗するために無条件に必要な民間金融資本からの独立」を可能にする、と主張した⁽⁵⁵⁾。その意味で、経済恐慌以後のブリューニングのデフレ政策に対するSPDの「寛容政策」は、以上の事態の推移からの、またこうした教訓からの、現実的帰結であったように思われる。

かくて、社会政策的課題と雇用問題を公共団体の経済活動の拡大によって解決し、国内市場における購買力の増大とドイツ輸出工業の競争力強化を、同時に達成しようとするSPDの経済政策の基本構想は、その前提条件が長期外債への依存に支えられている限りで、外国資本市場での条件の変化と金融恐慌によって根底から揺り崩される構造を孕んでいたのであり、また事実そのとおりになったのである。

- (1) A. ローゼンベルク、吉田輝男訳『ヴァイマル共和国史』東邦出版、一九七〇年、二〇一ページ。
- (2) Jürgen Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Bd. 5, Berlin 1966, S. 27. 「相対的

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質(完)

安定期」以後の総投資全体に占める公共投資の割合は次の通りである。

年度	%	年度	%
1913	約10	1928	29
1924	26	1929	31
1925	27	1930	30
1926	32	1931	30
1927	31	1932	29

A, a, O., S. 26. より

- (3) Handbuch der öffentlichen Wirtschaft, hrsg. Vorstand des Gesamtverbandes der Arbeitsnehmer der öffentlichen Betriebe und des Personen- und Warenverkehrs, Berlin 1930, S. 552.
- (4) アドルフ・ウェーバー、竹原八郎訳『資本主義の終末』日本評論社、一九三二年、八〇—八二ページ。
- (5) グスタフ・シュトルパー、大住龍太郎訳『近代独逸経済史』紀元社、一九四一年、一七三ページ。
- (6) SPDの地方政治への進出については飯田収治・中村幹雄・野田宣雄・望田幸男『ドイツ現代政治史』第三節参照。なお、SPDは、全国一二四のStadtに於いて、八八九人のBürgermeisterを、七六六二のGemeindeに於いて、八九七人のGemeindevorsteherを擁し、「相対的安定期」をこうじてこの数は漸増傾向を示している。Vgl. Jahrbuch 1928, S. 219.
- (7) Werner Sombart, Das Wirtschaftsleben im Zeitalter des Hochkapitalismus, München und Leipzig 1927, S. 1001—1002.

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質(完)

(8) 神戸正一『公企業論』、専売協会、一九三八年、二八ページ。

一般に公企業あるいは公経営は、公共団体に対する実質的自立化の程度はあっても、公共団体の行政機構の一部である公企業、独立した公法的人格を有する行政に対して「自治」的な公企業、という「公法的組織」と、公共団体の出資による株式会社・有限会社及び民間資本も参加する「公私混合企業」という「私法的組織」に分類できるが、公企業の圧倒的部分は、前者の「公法的組織」である。その場合、ガス・電気等々の公益事業や地方的交通機関などは、他の公共団体の参加や合併の可能性から「私法的組織」がとられている。(同書、五〇～六九ページ)

また、公企業の分野とライヒ・ラント・市町村自治体別にみると、まずライヒでは、鉄道、郵便、航空事業、自動車交通事業、水路の建設や経営などの交通事業を主体とし、戦時に設立されたアルミ・窒素工業及び発電所、軍需工場の後身としての鉄工場等々が、持株会社 *Viag (Vereinigte Industrie-Unternehmungen A. G.)* をうけて支配され、火酒とマッチの専売事業を行っている。ラントは主として林業と鉱山業及び電気事業と交通事業が中心で、プロイセンでは、鉱山・電気事業は一九二九年、持株会社 *Veba (Vereinigte Elektrizität und Bergwerks A. G.)* に集中された。バイエルンの電力供給では指導的地位を占めている。しかしながら、一九二五年の公企業数二二、二〇七のうち、半ば以上の二二、七〇七の経営は市町村自治体によって占められている。それは、ガス・水道の圧倒的部分、電気事業と交通事業の半分を占め、公営貯蓄金庫及び住宅事業もほとんどは市町村自治体の事業である。(同書、七五～七八ページ)

なお注目されるべきことは、公営貯蓄金庫の業務内容の変化である。簡単にいってしまえば、一九世紀初頭以来の零細な預金を基礎とする貯蓄金庫は、本来、中産層、経済的に劣弱な国民階層への個人信用、国債や戦時公債への投資を主たる業務としていたが、戦後、とりわけ「相対的安定期」には、地方公共団体への長期貸付を急増させている、というところである。Vgl. Handwörterbuch des Bankwesens, Berlin 1933, S. 522—531.

次に、主要公企業部門の各産業部門に占める百分比は次のとおりである。

	1925年	1920年	1913年
炭ス炭炭リ塩塩石鉄鉄	0.9	10.9	10.1
青	4.3	8.2	8.1
製鉄	0.4	0.9	7.2
鉛	0.05	0.03	3.17
アルミニウム	?	4.3	5.6
電力	21.0	28.1	5.9
ガ	10.6	12.0	40.7
鉄	2.00	1.06	18.8
道	?	2.66	0.65
路	64.2	30.2	3.85
(経営)	?	65.6	35.1
以上	23.0	32.1	74.0
以下	84.0	86.0	9.4
出資	?	?	87.0
50%	65.0	92.2	1.65
50%	50.0	?	?
50%	50.0	17.0	7.0
以上	50.0	62.0	72.0
以下	—	21.0	21.0

F. Naphtali, Wirtschaftsdemokratie, S. 65. より

(9) Handbuch der öffentlichen Wirtschaft, S. 312. (以下 Handbuch, Handwörterbuch)

- (10) *ibid.*, S. 312—314.
- (11) *ibid.*, S. 315.
- (12) Ebenda.
- (13) Carl Böret, *Aktionen gegen die Kalle Sozialisierung* (1926—1930, Ein Beitrag zum Wirken ökonomischer Einflüsse in der Weimarer Republik, Berlin 1966, S. 19.
- (14) A. a. O., S. 17.
- (15) *ibid.*, S. 60—63.
- (16) *ibid.*, S. 151—153.
- (17) *ibid.*, S. 153.
- (18) *ibid.*, S. 142.
- (19) Handbuch, S. 645.
- (20) C. Böret, a. a. O., S. 142.
- (21) Handbuch, S. 647—648.
- (22) Heinrich August Winkler, *Mittelstand, Demokratie und Nationalsozialismus*, Köln 1972, S. 103—106.
- なお、当該期の手工工業についての鎗田英三氏の精緻な研究「ナチス体制成立の一側面——手工業者の社会経済的分析——」(季刊『社会思想』三一・三・四、一九七四年)参照。氏は「ドイツ」戦後経済に適應してきた手工業と適應できなかった手工業の二類型を析出され、前者の手工業部門が、公共団体の経済活動と競合した興味深い事実を指摘されている。
- (23) A. a. O., S. 119.
- (24) Handbuch, S. 554.
- (25) H. Niebuhr, *Öffentliche Unternehmungen und Privatwirtschaft*, Leipzig 1928, S. 60.

- (26) Handbuch, S. 555. この公的金融機関の「狭隘性の増大」の最大の原因は、とくに貯蓄金庫の資金が住宅建設に著しく固定されてしまったことである。加藤栄一「ワイマル体制の経済構造」(東京大学出版会、一九七三年三三九ページ参照)。
- (27) 加藤、前掲書、二三八ページ。
- (28) 同書、一七九ページ。
- (29) Handbuch, S. 555—556.
- (30) H. Niebuhr, a. a. O., S. 71—74.
- (31) Wolfram Fischer, *Deutsche Wirtschaftspolitik. 1919—1945*, Opladen 1968, S. 34—35.
- (32) A. ローヤンペルト、前掲書、二〇四ページ。
- (33) C. Böret, a. a. O., S. 173.
- (34) *ibid.*, S. 173.
- (35) Handbuch, S. 561.
- (36) *ibid.*, S. 562.
- (37) 加藤、前掲書、一八三ページ。
- (38) A. a. O., S. 562.
- (39) C. Böret, a. a. O., S. 175.
- (40) H. シヤント、永川秀男訳「我が生涯」経済批判社、一九五四年、上巻、四二—四三ページ。
- (41) *Jahrbuch der deutschen Sozialdemokratie 1927*, S. 353.
- (42) Hermann Haas, Rolf Ott, Wilhelm Holzmann, *Auslandsanleihen und Reparationen*, Jena 1929, S. 88.
- (43) A. a. O., S. 97.

- (44) *ibid.*, S. 136.
- (45) *ibid.*, S. 140.
- (46) Kurt Gosswiler, *Großbanken Industriemonopole* Staat, Berlin 1971, S. 308.
- (47) D. Stegmann, a. a. O., S. 603.
- (48) Handbuch, S. 563—564.
- (49) *ibid.*, S. 565—566.
- (50) C. Börei, a. a. O., S. 186.
- (51) *ibid.*, S. 187.
- (52) *ibid.*, S. 191.
- (53) Handbuch, S. 644.
- (54) Ebenda.
- (55) F. Naphali, *Wirtschaftsdemokratie*, S. 202.

第四章 資本市場政策と自由貿易主義

以上、やや詳細に「冷たい社会化」と呼ばれた問題の経過についてみてきた。ここで明らかにしたこと、先きのウォイチンスキーの「高賃金」論に戻って総括してみると、世界市場での競争力強化と国内市場での購買力の拡大という内面的に結合して同時に解決されるべき課題が、現実には矛盾し合い、対立していることになる。つまり経済政策が、流入する外国資本を起点としているかぎり、賠償政策的観点から外資導入に制限を加え、しかもその制限された資金をまず第一にドイツ工業の

競争力強化のために有効に利用しようとするライヒ政府・ライヒスバンク、経済界と地方公共団体との間に、外資の配分をめぐる衝突がおこるのは当然であった。しかもSPDにとって、合理化によるドイツ工業の競争力強化自体はむしろ不可欠の課題なのであるから、かかる矛盾を回避すること、すなわち、資本輸入を制限することではなくて、その制限を撤廃することが、最善策となってくるのである。この点を、外資流入制限政策に対する反論として書かれたナフタリの「資本市場政策」という論文で検討してみよう。

まずナフタリは、戦時経済における資本流出入の規制政策とW・ラテナウの基本的立場、すなわち、資本市場の動向は自由経済に委ねられるべきではない、という主張に全面的賛意を寄せ、「資本の移動の方向に影響を及ぼすことは、国家の経済政策の課題である、という考えが次第に有力になってきている」ことを確認しつつ、戦前の資本輸出の問題について次のように述べている。「現在でも、資本を輸出する国で役割を演じている議論は、本質的に、資本輸出は国内市場での資本供給の減少をつうじて、そうでない場合よりも利率を高騰させること、そのことによって国内生産の発展が困難化され、こうして外国の高い資本利子のために国内賃金の上昇が阻まれる、ということである。それに対する反論は、資本輸出はどんな形態でも、工業生産物に対する外国市場の吸収力を引き上げ、それによって国内工業の販売可能性の制限を拡大すること、さらにこれが

輸出国の資本の労働力に対する需要と賃金形成をも成立させるという立場であった。⁽²⁾ナフタリは、ここでは、ヒルファーディングの『金融資本論』における資本輸出論、つまり、「保護関税による生産性の阻害によって惹起される利潤率引き下げ作用」と「経済領域の縮小に起因する生産性の阻害」が「自国の経済領域の拡張と資本輸出の強行とによって、償」なわれる、という議論⁽³⁾に全面的に依拠しつつ、資本輸出がもたらす国内市場に対する需要効果を認める。したがって、資本輸出そのものを「断固禁止することは、反動的で労働者階級の利益に適わないことになる」⁽⁴⁾。ナフタリによれば、この立場は、必ずしも企業家の立場と同一になるのではない。かつてヒルファーディングが自由貿易か保護貿易か、というディレンマに社会主義、生産の組織化、経済の意識的規制をもって回答したように、「資本輸出に賛成か反対か」という問題に対して、「全体経済のための資本の流出入の全般的な計画的操作」をもって回答とするのである。ヒルファーディングは先きの資本輸出についての箇所⁽⁵⁾で、「かくして資本輸出は資本主義的生産の一つの強力な推進力となり、資本輸出の一般化とともに資本主義的生産は、繁栄と不況との循環が短縮され恐慌が緩和されて現われるところの新たな疾風怒濤時代に入るのである。生産の急速な増大は、労働力にたいする需要の増大をも産み出し、この需要増大は労働組合に幸いする」と述べ、資本輸出の効果が労働者階級の資本主義体制の認識を曇らせることに注意を促しているの

であるが、ナフタリは、「全体経済」のための資本市場の「計画的操作」という概念「操作」をつうじて、資本輸出の正当性を労働組合の側から擁護していることになる。しかしヒルファーディング自身が組織化・計画化そのものを社会主義への前進と等置している限り、それは当然の帰結であった。

ナフタリは以上の立場から、大戦後のドイツの資本輸入の問題を論じている。彼は、戦後ドイツの資本輸入が、特殊な状況、すなわち、正常の資本形成の長期的欠如、外国での直接的資本損失、社会生産物の外国への継続的譲渡の強制（賠償支払）の結果であり、「生産の完全な展開、したがって賃金上昇の前提である利子率の低落のテンポがより低い利子率の地域からの貨幣資本の輸入」に依存していることを強調し、「労働者階級の並びに全体経済の利益」が「資本輸入の促進」にかかっていることを率直に表明する。だが現実には、前章で指摘したように賠償政策的観点から、「審査室」さらにはシャハトは現実には「公債封鎖政策」をつうじて資本輸入を阻止したのであった。その場合、かかる政策の基調は、外資の「非生産的利用」に対する非難に向けられていたのであった。だがナフタリも「非生産的利用」を弁護しているわけではない。むしろその反対であった。彼にとつては、「輸入された価値の非生産的投資を弁護する、ということではなくて、まさしく……生産諸力の計画的発展を最もよく保証する資本の総流入の操作」が問題であり、「経済の生産諸力の発展のためになる資本利用の目的適

合性」こそが吟味されねばならなかったのである。⁽⁶⁾ この場合の「生産諸力の増大」のための「目的適合性」とは、W・ラテナウの認識、すなわち、賠償負担と労働者の賃金引き上げ、という「完全な矛盾」を解決する手段は、「人間労働の生産性」を倍加させる以外にはない、という認識から発していたことはいうまでもない。⁽⁷⁾ まさしくこの議論はワイチンスキーの「高賃金」論と軌を一にするものであった。

ではこの「目的適合性」、つまり外資の生産的投資という抽象的概念の中で、SPDは具体的に何を考えていたのであろうか、前章で簡単に指摘しておいたが、より具体的にみてみよう。

その前に、二五―二六年恐慌における失業対策としてから提案された「労働振興政策」について一瞥しておく。

失業統計によれば、一九二五年に減少しはじめた失業人口は、この年の九月以降次第に増加し、十二月に入って激増して、一九二六年二月のピークには二百万人を超えるにいたった。これは有業者人口のほぼ一割に相当し、労働組合員の失業率は22%に達しており、戦後最大の失業者数であった。⁽⁸⁾

これに対してSPDは、ライヒ議会の「国民経済委員会」に「労働振興計画」Arbeitsbeschaffungsprogrammを提出した。この計画は、一九二五年以来、完全失業者およそ二五〇万人、それ以上の操短労働者が存在し、近いうちに大量の失業者が大幅に減少する見込みがなく、「全般的な経済困難」が拡大する

であろう、という見通しに立って、「労働市場を高揚させ、労働の可能性を促進し、失業者に雇用を確保するための必要な方策」として八項目の事業計画を掲げている。それは、一、道路建設と都市の街路の整備、二、荒蕪地・沼沢地の開墾による耕作・植民の促進、三、運河建設と整備、四、水利事業、五、治水事業、六、ダム建設、七、住宅建設、八、鉄道の電化、であった。この「生産的緊急労働」によって、およそ五〇万人の失業者が吸収される、と見積られ、その波及効果によって「通常

の程度」に失業者がダウンすることが期待されていた。⁽⁹⁾ この提案は、ライヒ議会において全会一致で採択され、二六―二七年度予算で、道路建設に一一、二百万RM、東都植民に五百万RM、失業者扶助に一〇〇百万RM、水利事業に三二百万RMが計上された。しかしこの「労働振興計画」は、後のナチス期のそれと比較して規模は著しく小さく、現にこの「緊急労働」は、受注企業の超過労働によって相殺され、「労働市場に作用して労働力を経営に吸引する任務は遂行されなかった」と総括されている。⁽¹⁰⁾ しかしSPDは、この予算の公共事業費を「少なからぬ金額」と自賛しており、このことは逆に、SPDの景気対策が、本来的には、「緊急労働」よりも、むしろ失業救済制度の充実と公共団体の経済活動の計画的拡大、に力点が置かれていたことを意味するように思われる。

すでにワイチンスキーが指摘していたように、公共事業の一環としての住宅建設事業が実質賃金引き上げの重要なテコと

して推進されたとするならば、それ以上に重要な意義と付与されていたのは、エネルギー部門としての電力事業であったといつてよい。二〇年代は、電力部門における技術革新の世界的普及の時期であり、電気モーターによる作業機の個別運転は、とりわけ、二七・二八年の合理化好況以後本格化していくといわれている⁽¹¹⁾。この部門は圧倒的に「公私混合企業」形態をとっていることは、ナフタリの前表からも明白であるが、「公経済」部門としての「電力」部門は、一方では、高電圧による遠距離送電網の形成によって「国民経済の電化」に応えるとともに、他方では都市人口への低廉な電力価格による電力供給をつうじて「消費者」の利益を守るといふ二つの観点から極めて重大な部門であった。

すでに一九二〇年のSPD地方自治体党員の代表者会議において、電気事業に関する基本方針が、「電気事業の近代の発展は、石炭、褐炭、水力による結合された生産を基礎とする大発電所の経済的、技術的優位を証明した。こうした発展に対応して、電力供給も大きな経済地域に対して、できるだけ統一的に遂行されねばならない」と謳っていた。他方、W. Maierzik⁽¹³⁾は、「社会主義的電力政策」と題する論文において、電力価格問題を取り上げ、電力供給が大発電所からの高圧送電をつうじて自治体の連合体あるいは特別の電力目的団体が設立する中電圧企業に送られ、さらにそれが電圧を下げて個別自治体、協同組合等々に配電され、これらの団体が低電圧網をつうじて消費者

に配電される、というように、ドイツの電力供給の大部分が「二つの仲介者の介入」によって遂行されていること、中小電圧の配電設備の投下資本は、発電所のその何倍にもなること等々によって、例えば発電所の引渡し価格が、消費者価格で動力用価格がほぼ十倍、照明用価格が二十倍になることを指摘している。そしてこうした高価格は巨額な投下資本を必要とする中低電圧企業の供給地域の小規模性に起因するとして、敢えて、「小さな自治体や郡」の「電力経営」は、「しばしば非経済的」であり、低電圧送電に関わるすべての技術装置の大組織への移行、すなわち、州あるいは邦の遠距離発電所への小電力経営の統合による最終消費者までの一貫した送電を提案している。こうした大組織化、統合化による料金低廉化と自治体の財政改善こそ、「社会主義的電力政策」に他ならない。

以上の如く、電力部門にみられるように、褐炭鉱所有にまで拡大されたライヒ、ラントレベルでの大規模発電所網の整備と配電網の組織化、統合化の構想こそ、「冷たい社会化」問題で強調されたSPDの外資の「生産的利用」という概念を端的に表現しているといえるであろう。すでに指摘したように、公益事業の「十分な資本設備」はむしろ「私経済の有利な発展の前提条件」であるという認識である。このことは、SPDの公益事業投資政策が端的にいつて、輸出工業を先頭とするドイツ工業にとつてのエネルギー・産業基盤整備としての役割を引きけうるとともに、公益事業料金の低廉化をも果たすことによつて、実

質賃金の引き上げを図ろうとする意図によって買かれていたといえよう。その意味では、ナフタリという「資本市場」の計画的操作の「目的適合性」とは、労働力に対する需要効果をもち、実質賃金を増大させ、間接的に輸出工業の強化に役立つ「公共投資」という意味で理解されることはおのずと明らかになってくるのである。

最後に、こうした「相対的安定期」のSPDの「公共投資」政策の基調において、対内的な計画性とは対照的に一貫して対外的には、「自由貿易」主義の色彩が濃厚であったことが注意されるべきであろう。国内市場の購買力の拡大が低廉な公共住宅、公共料金政策とともに、就中、低廉な食糧供給に依存していることは明白であり、ウォイチンスキーの指摘を含めて、SPDは一貫して低関税政策の支持者であった。しかも資本の輸出入をむしろ観望し、輸出競争力強化を至上命令とすることを積極的に推進しているのである。事実ヒルファーディングは、「敗化したドイツにとって問題は、賠償負担がドイツの生産の増大によって、その輸出の拡大によって生活水準の著しい低下なしに支払われることができるかどうかということである。それは決定的問題である。その答えは第一にドイツの完成品工業の発展に依存している」と述べて、W・ラテナウと全く同一の認識を表明し、一国の保護関税制度が、帝国主義的占取と独占化をつうじて著しい危険をもたらすのに対して、「現実的平和主義」の保証たる「自由貿易」の下での「工業の組織

化」こそが、ドイツの先きの課題を達成しうることを強調している。かつて戦前に彼は、すでに指摘したように、保護貿易か自由貿易か、という「ブルジョアのディレンマ」に「社会主義」を対置し、保護関税↓帝国主義という「金融資本」の経済政策が窮極的に帰結する「実質賃金の低下」に、社会主義↓実質賃金の増大をもって答えたのであった。戦後段階のドイツ資本主義は、賠償負担という特殊状況の下に置かれていたとはいえ、「現実的平和」の下での「自由貿易」による「実質賃金の増大」論は、戦前の「社会主義」による「実質賃金の増大」論は、戦前におけるズレは存在していないといふべきであろう。何故なら「自由貿易」を推進するのは単に「資本の利害」ではなく、「組織資本主義」段階における「全体経済」||「共同経済」に他ならないとされているからである。

さらに、この点について付言すれば、世紀転換期における貿易論争が、「農工国」か「工業国」か、という論争に関わっていたことを想起すべきである。産業構造的にみれば、SPDの「実質賃金増大」論は、ヒルファーディングからウォイチンスキー、ナフタリも含めて、おしなべて後者の「工業国」論、すなわち工業立国論の延長線上にあるものといつて差しつかえないのである。ワイマール期SPDの経済政策の極めて楽観的基調は、もちろん世界的段階とその有する意義は異るとはいえ、かつての「自由貿易」論者の——プリンス・スミス以来といつてもよいが——それと同一のものといえるかもしれな

い。その意味でSPDの経済政策は、客観的にみればドイツ資本主義史上絶えずくり返されてきた後進資本主義国の産業構造に関わる基本的問題において、常に先進資本主義国の利害と結びついてきた(「帝国主義」段階以後は、先進資本主義諸国間の国際分業という形で)。「自由貿易」主義の政策体系を対外的に体现するものであったといえよう。

- (1) F. Naphthi, Kapitalmarktpolitik, in: Die Gesellschaft. V. 1928. 1., S. 501.
- (2) *ibid.*, S. 502—503.
- (3) 『金融資本論』下巻、六八—七〇ページ。
- (4) A. a. O., S. 503.
- (5) 前掲書「七六—七〇」。
- (6) A. a. O., S. 504—505.
- (7) *ibid.*, S. 502.
- (8) Jahrbuch 1928., S. 236—239.
- (9) Jahrbuch 1926., S. 263—265.
- (10) Protokoll in Kiel, S. 139.
- (11) Mottek, Becker, Schröter, a. a. O., S. 36.
- (12) Jahrbuch 1926., S. 60.
- (13) Wilhelm Majerczik, Sozialistische Elektrizitätspolitik, in: Die Gesellschaft. IV. 1927. 1., S. 532—542.
- (14) R. Hilferding, Handelspolitik und Agrarkrise, in: Die Gesellschaft. I. 1924. 1., S. 128.
- (15) 一九世紀末から二十世紀初頭にかけての自由貿易と保護貿易の

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質(完)

論争は、交通技術の進歩、国際貿易の拡大傾向の中で、世界経済が工業輸出国としての西ヨーロッパと食糧原料供給国としての東ヨーロッパ及び海外諸国へと国際的分業が進行していく一方、後者の「原料国」自体が工業化の可能性を胎内に宿し、工業化が不可避である、という見通しがほぼ成立してくる段階で行われたことに止まらなければならない。そこでは、自由貿易 ≡ 「工業国」論者は、むしろ工業化の伝播(この場合、工業化は温帯国に限られ、熱帯国は含まれていない——筆者)が、工業国間での製造業の専門化の進展、即ち、工業的分業の進行によって総体としての諸工業国の富の増大が達成される、と主張するのに対して、A. ワーグナーに代表される保護貿易論 ≡ 「農・工国」論者は、原料国における工業化と人口の増大とともに、もはや工業国はそれほど多くの工業製品を原料国を供給できず、したがって将来をそれほどたくさん食糧、原料を輸入できず、西ヨーロッパの貿易は縮小して、国民経済の Die rückläufige Bewegung が生ぜざるをえないことを予想し、「世界市民主義的分業」はなお維持させるかもしれないが、早晚崩壊するにちがいないこと、したがって工業のこれ以上の発展を抑制して、国内における農業・原料生産の維持を主張したのである。Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4 Aufl. Jena 1924, 1. Bd, Agrar-Industriestaat oder Industriestaat? S. 62—72. この論争自体の詳細な意義については、今後の研究課題に属するものではあるが、結論的に先取りして言えば、とりわけ後者の「農・工」立国論は、「土地変革」の視点を欠如することによって、第二帝制のモンカールイデオロギーに転落することは容易に推察される。しかし、「農・工国」論の意味は、ワイマール期の総体としての経済政策に連なる「工業

「相対的安定期」におけるドイツ社会民主党の経済政策の特質(完)

一三四

国」論の限界を逆照射するように思われる。

この意味で、ウェーバーが、一九〇三年の「世襲財産」法案批判において、ユニカールの「農工」同盟の再編強化策としての「世襲財産」制が、むしろ農民の大・中農経営を犠牲にしていく矛盾を鋭く批判しつつ、「農民層のなかでも独立の自営農民層(大農)を農業面における生産力の発展に関する前望的担い手とする改革プランを対置した(住谷一彦「マックス・ウェーバーの世襲財産論」、『リストとウェーバー』所収、三四六ページ)ことが改めて想起されるべきである。

ところで、上記の貿易論争を背景に、「世襲財産」化——ブルジョアジーのユニカール化——をつうじてビスマルク・レジームの再編強化を意図する「結集政策」に対して、高度穀物保護関税反対の広汎な「對抗結集」Ⅱ労市提携による反ユニカール路線を措定し、その中にワイマール連合の原型を析出された大野氏は、同時に土地問題に関するウェーバーの認識と土地問題視角を欠如した「對抗結集」Ⅰ諸党派の認識の「ズレ」を鋭く指摘されているが、「この「ズレ」は、産業構造論的視角からみると、かなり根本的な問題となるように思われる。大野英二『ドイツ資本主義論』第三部第二章「転換期のドイツ経済政策」参照。

おわりに

最後に、本論で触れられなかったSPDの経済政策の他の局面をも簡単に指摘して結びとしておきたい。

すでに明らかになったように、戦後のSPDの経済政策の基

本的特質は、「組織された資本主義」の下で、「経済民主主義」

戦略をつうじて、労働者階級の経済指導における同権的参加と「公経済」部門のコントロールによって遂行される「生産政策」が勤労者の「実質賃金」増大、国内購買力の拡大を呼びおこし、それが植民地を組みこんだ先進ヨーロッパ諸国の経済圏における相互の販路として支え合い、合理化Ⅱ高能率を基礎とする輸出工業の拡大Ⅱ貿易収支の好転をつうじて、併せて賠償負担を解決していくという基本路線を追及するものであった。それは一面では、ヒルファーディングの「組織資本主義」論が、巨大株式会社における資本所有と資本機能(経営)の分離の進行と経営管理労働者の増大、党員構成における新中間層の比率の増大を背景として、所有と経営の分離を「所有の社会化」と把握して、社会主義的「社会化」に無限に連続するという解釈をつうじて、組織労働者の利害を事実上、資本機能Ⅱ経営管理の利害と一体化させていく論理的正当化の表現であった。その場合、論理的正当化のテコとして作用したのが「共同経済」論なのであって、絶えず労働者の実質賃金を低下させようとする資本「所有」の恣意を、「共同経済」的コントロールによって制御し、実質賃金の拡大を図ろうとする方策が経済政策体系を整理する基礎認識となるのであった。したがって、例えばアメリカの反トラスト立法以来焦眉の問題となっていた「独占」問題は、専ら、実質賃金を低下させて国内購買力を縮小させ、対外的には輸出競争力を阻害する「独占価格」の問題としてのみ現象する

のであって、労働者層が参加するライヒの「共同経済官庁」による利己的な資本家の「恣意」をいかに抑制するのかが、がもっぱら腐心されているのである。SPDにとって独占的経済組織は近代的生産力を具現するものであり、「独占問題」とは流通過程における独占価格問題に他ならないのである。

さらに、実質賃金の確保のための失業救済制度は極めて重大な役割が付与されており、SPDが、地方自治体の財政を圧迫する方向に作用したライヒ・ラント・地方自治体間の不均衡な交付制度の改善を「財政調整」問題として執ように提起したと、ワイマール連邦制における各ラントの政治権力と経済力のアンバランスを解決するために、ラント全国を工業地帯を中心に再編しようとする Einheitsstaat の要求、という政策も、こうした観点からみると、その意味が氷解するように思われる。SPDの地方自治体に対する態度の根本的变化、すなわち、戦前の一九〇四年大会の決議における「支配階級の利益のための支配の目的のための行政活動」という認識から、「すぐれた社会的内容をもつ行政共同態 Verwaltungsgemeinschaft」という認識⁽⁴⁾への変化もその所産であらう。

かくてSPDの経済政策は、その前提条件として、一方では「社会政策としての公共投資」、他方では、それを支える先進資本主義国からの資本輸入、自由競争が貫徹する販路としての輸出市場、食糧原料供給地としての植民地市場の存在、を不可欠なものとしていた。したがって世界経済恐慌は、外国資本の流入

を涸渇せしめ、輸出市場を収縮させることによってドイツ資本主義に決定的打撃を与えただけでなく、SPDの経済政策の基本構想そのものを根底から破綻せしめたといつてよい。ヴェルサイユ体制下での、資本の移動を内包した「自由貿易」的世界体制こそが、必須の存立条件なのであって、客観的には「共同経済」概念⁽⁶⁾は、かかる状況への総動員体制を確保するためのイデオロギーとして機能したことを銘記しなければならないように思われる。⁽⁷⁾

(1) この点については Richard N. Hunt, German Social Democracy, Chicago 1964, pp. 130—141, 167—179. 参照。

(2) 戦後ドイツにおける独占政策は、一九二三年のいわゆる「カルテル令」による規制が実施されていたが、それは、第一に、規制対象をカルテルに限定していたこと、第二に、その条例の現実的效果は、ライヒ経済省とカルテル裁判所の裁量にかかっていたこと、第三に、しかもその運用が実際にはカルテルを維持強化する指向が強かったこと、が指摘されているように(加藤、前掲書、三六七ページ)、積極的な「反独占立法」ではなかった。SPDの独占政策の基本方針は「独占的組織」の経済に対する「規制的契機」、「恐慌緩和と作用」、「生産諸力の発展への貢献」を積極的に評価したうえで、当該組織の「経済権力の濫用」による「経済全体の利益の無視」を「国家の経済政策の影響」によって規制しようとするものであった。SPDが、一九二六年、政府に提案した独占規制改善策は、上述の観点から、カルテルに対する解散命令権を有し、各産業界の企業家と労働者、消費者の代表が参加する常設の「カルテル庁」の設置に

よるカルテル規制の強化、トラスト規制への拡大、を骨子として、独占組織の「営業政策」の「弊害」を監視しようとするところに狙いがあった (Jahrbuch 1926, S. 171—173.)

またADGBを中心とする労働団体の「カルテル・独占問題」に関する要求も、ほぼ同様の構想であった。Vgl. Dokumente und Materialien zur Geschichte der Deutschen Arbeiterbewegung, Bd. VIII, 1924—1929, Berlin 1975, S. 427—429. またナフタリは、一九二八年の貿易収支の分析から、独占的経済組織の「価格政策」の抑制が「著しく切迫した」政策課題となっていることを強調してゐる (F. Naphthali, Wirtschaftsjahr 1928, in: Jahrbuch 1928, S. 320—330.)

(3) ヴィーテル期の失業救済制度については、加藤・前掲書、第三章Ⅲ参照。

(4) Hermann Beims, Kommunalprobleme in neuen Staat, in: Jahrbuch 1928, S. 346—349.

(5) 岡本友孝、「両大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策 (中) —— 国家独占資本主義成立過程の一面面 ——」、『立教経済学研究』第一九巻第一号、昭和四十年、一三五—一四二頁以下参照。氏は、ワイマール・ナチス期の経済政策について、国家独占資本主義成立史の視角から、世界恐慌を転機として、社会政策としての公共投資の破綻と労働振興政策としての公共投資への転換、を指摘される、後者の例として、ウォイチンスキー、タルノフ、バーデのいわゆるWTBプランを検討されている。この点は、大野氏も、「組織資本主義」下での恐慌の可能性を過小評価し、恐慌の終熄を樂觀視したヒルファードィングに対立して、「追加的信用」による「積

極的景気政策」を主張したWTBプランを高く評価されている。

(大野英二「ドイツ資本主義の類型と経済政策の展開」、内田義彦・大野英二・住谷一彦・伊藤光晴・平田清明『経済学史』、一五一—一五四ページ参照。) だが、WTBプランが、「約一〇〇〇万の失業者を再就職させるためライヒヒスパーン、ライヒヒスポスト、市町村連合その他の公法人による二億ライヒスマルクの公共投資を予定」するもの (岡本、前掲稿、一三六ページ。傍点は岡本氏) であれば、土地問題の視角を欠いた「公共投資」の発想は、規模と資金調達性格が異るとはいえ、「相対的安定期」のSPDのそれと、基本的に同一の性格をもつように思われる。

(6) ヒルファードィング及びナフタリの「組織資本主義」→「共同経済」という視角は、ソムバルトの「末期資本主義」→「共同経済」という「発展段階」論と重なり合っているように思われる。Vgl. Protokoll in Kiel, S. 168, Handbuch, S. 4f. Sombart, a. a. O., S. 1001f.

なおソムバルトの「発展段階」論の特質については、大塚久雄「社会変革とは何か」(『大塚久雄著作集』第九巻所収) 参照。

(7) このようにみてくると、本稿で検討したSPDの経済政策の基本理念は、世紀転換期以後、「対抗結集」からワイマール連合へいたる諸党派の経済政策理念を最も典型的に表現しているように思われる。それとの関連でいえば、SPDの経済政策構想は、後進資本主義国における「労働貴族」層の行動様式の一類型であろう。

また、ペーレットは、公共団体の経済活動の拡大が、戦後革命における「社会化」の「代替物」として機能した、と指摘しているが、フィッシャーによれば、「社会主義的傾向の利根的優位」が、

「戦前のドイツの経済制度のある程度不完全な構成」をむしろ強化し、「農民的小経営や侏儒経営」「東部ドイツの大土地所有」のもつ構造的問題を、工業化の成長と世界貿易の拡大の中に雲散霧消させた。と述べた。Vgl. C. Boret, a. a. O., S. 203., W. Fischer, a. a. O., S. 33—34.